

シャンピニオンエキスによる口臭，体臭及び便臭を消す効果を標ぼうする商品の製造販売業者
に対する排除命令について

平成 21 年 2 月 3 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、「シャンピニオンエキス」^(注)と称する成分を使用して口臭，体臭及び便臭を消す効果を標ぼうする商品(以下「本件対象商品」という。)の製造販売業者 7 社(以下「7 社」という。)に対し調査を行ってきたところ，7 社が販売する本件対象商品に係る表示が，景品表示法第 4 条第 2 項の規定により，同条第 1 項第 1 号(優良誤認)に該当する表示とみなされ，同号の規定に違反する事実が認められたので，本日，同法第 6 条第 1 項の規定に基づき，7 社に対して，排除命令(別添 1 ないし 7 排除命令書参照)を行った。

(注)「シャンピニオンエキス」とは，マッシュルームから抽出した成分を粉末等にしたものである。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社健康の杜	福岡市中央区大名二丁目 10 番 29 号	代表取締役 徳永 英樹
株式会社ベンチャーバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号	代表取締役 鷲見 貴彦
グリーンハウス株式会社	福岡市中央区天神二丁目 14 番 8 号	代表取締役 横尾 邦彦
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目 7 番 1 号	代表取締役 高橋 芳枝
株式会社協和	東京都福生市東町 1 番地 1	代表取締役 堀内 泰司
株式会社デイ・シー・エス	東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号	代表取締役 三浦 竜介
原澤製薬工業株式会社	東京都港区高輪三丁目 19 番 17 号	代表取締役 原澤 政純

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所取引課 電話 092-431-6031(直通) 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

2 本件対象商品の概要

本件対象商品は、いずれも、錠剤又はカプセル状の食品であり、水と共に1日に3粒から6粒程度を摂取することにより、口臭、体臭及び便臭を消す効果を標ぼうする商品である。

事業者名	商品名
株式会社健康の杜	爽臭革命
株式会社ベンチャーバンク	養蜂堂シャンピニオンエキス400
グリーンハウス株式会社	楽臭生活
株式会社ディーエイチシー	シャンピニオン
株式会社協和	シャンピニオンミラクル
株式会社デイ・シー・エス	スメルナース
原澤製薬工業株式会社	爽やかエチケット

3 排除命令の概要

(1) 違反行為の概要

7社は、それぞれ、前記2の商品を直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、別表のとおり、商品パッケージ、通信販売用カタログ、新聞広告、新聞折り込みチラシ及びインターネット上のウェブサイトにおいて、あたかも、当該商品を摂取することにより、口臭、体臭及び便臭を消すかのように示す表示を行っているが、当委員会が7社に対し当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、7社は、期限内に資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(2) 排除措置の内容

- ア 前記表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底させること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

別表

関係人	表示内容	表示時期	表示媒体
株健康の杜	<ul style="list-style-type: none"> ・「もうニオイで悩まない！ 特許取得成分“シャンプニオンエキス”で毎日のエチケット対策！」 ・「エチケット対策として話題の天然成分！ 実は、慢性的なニオイの原因はオナカ^①の健康と深い関わりが…。つまりオナカの状態が悪化すると食べた物が異常発酵して悪臭ガスが発生。それが元で不快なニオイを発生させるといわれています。シャンプニオンエキスは、ニオイのトラブルを未然に防ぐ為にも大活躍！様々なニオイの悩みに嬉しい、今話題の成分なのです。」 ・「シャンプニオンでスッキリ」と題する図 	平成18年6月ころから平成21年1月ころまで	ウェブサイト
	<p>【表面】</p> <p>「～介護現場から生まれたエチケットサプリで、体の中からスッキリ！！～」、「天然素材で、ニオイの悩みスッキリ！？」及び「スッキリ爽臭！！」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こんな方におすすめ！ ニオイでお悩みの方 人付き合いが多い方 通勤時や車内で気になる方」 <p>【裏面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気になる「ニオイ」悩む前に！ 「爽臭革命」が大活躍！！」 ・「シャンプニオンエキスはマッシュルームから抽出された、ニオイなどエチケットトラブルでお悩みの方に嬉しい成分です。」 ・「悪臭の発生について」と題する図 	平成20年5月ころから同年6月ころまで	新聞折り込みチラシ
株ベンチャーバンク	<p>「気になるニオイの悩み・・・」及び「腸内で発生した悪臭成分が体の様々なところから出て「口臭・体臭・便臭」となります。」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「口臭・体臭に！」 	平成17年11月ころ以降	ウェブサイト
	<p>「ニオイに対して働きかけ、力を発揮することが分かったシャンプニオンエキスが、あなたのニオイをスッキリサポート。」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こんな方にオススメです。 口臭を気にする方 体臭を気にする方 トイレ後が気になる方」 	平成20年6月20日付け	新聞広告
	<p>「大人気のエチケットサプリメント！」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もう、口臭気にしません！」 ・「ニオイの元に直接アプローチ」 ・「あなたもニオイの気にならない快適で楽しい 	平成20年8月7日付け	新聞広告

関係人	表示内容	表示時期	表示媒体
	毎日を目指してみませんか？」		
グリーンハウス(株)	<p>「ニオイの原因の1つは腸内環境にあった！」、「口臭や体臭、便臭などニオイの原因の1つが、じつは“腸内環境の悪化”にあるのです。」及び「「シャンピニオンエキス」配合のニオイ対策サプリメント「楽臭生活」が大人気！！」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こんな方にオススメ！ ・ニオイが気になる方」 ・「口臭が！体臭が！便臭が！もうニオイで悩まない！！」 ・「ニオイに強力パワーを発揮！！」 	平成20年1月ころから平成21年1月ころまで	ウェブサイト
	<p>「口臭・体臭・便臭の主な原因の1つが、じつは「腸内環境の悪化」です。」及び「天然の消臭成分“シャンピニオンエキス”」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「圧倒的な消臭力！」 ・「不快な口臭、体臭、便臭が… 「ニオイが気にならない！！」 ・「マッシュルームから抽出された「天然の消臭成分」！！腸内で悪臭成分を中和し、善玉ビフィズス菌を増やしてニオイの発生自体を防ぎます。」 ・「圧倒的な消臭力「150倍濃縮シャンピニオン」 ・「こんな方にオススメ！！ 口臭・体臭が気になる方」 ・「悪臭成分発生と消臭のメカニズム」と題する図 	平成20年6月19日付け	新聞広告
(株)ディーエイチシー	<p>【商品の包装袋表面】</p> <p>「DHCの健康食品シャンピニオン」及び「マッシュルーム由来のニオイすっきり成分」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ニオイが気になる」 ・「トイレ後を気にしたくない」 ・これらの記載に近接して体臭を連想するイラスト及び便臭がしないことを連想するイラスト <p>【裏面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「トイレ後や食後のニオイに！」 	平成15年5月ころ以降	商品の包装袋
	<p>「マッシュルーム由来のシャンピニオンパウダー」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気になる口臭に」 	平成15年5月ころから平成20年10月ころまで	ウェブサイト
	<p>「マッシュルーム由来のシャンピニオンエキス末」と記載の上</p>	平成20年6月ころ	通信販売用カタログ

関係人	表示内容	表示時期	表示媒体
	<ul style="list-style-type: none"> ・「トイレの後や、食後のニオイが気になる方に。」 		
(株)協和	<p>「悪臭は食べた食品が体内で腐敗し、発生したアンモニアやスカトールなどが原因となって起こります。」及び「シャンピニオンエキスにはこれら腐敗物質に直接働きかけ、体外への排出を助ける働きに期待されています。」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マッシュルームから抽出されるシャンピニオンエキスは、その消臭効果で、口臭、体臭、便臭などに期待されています。」 ・「口臭・体臭・便臭に！」 	平成17年2月ころから平成20年6月ころまで	ウェブサイト
(株)デイ・シー・エス	<p>【包装箱の表面及び同面に貼付したシール】</p> <p>「おなかの中から」及び「エチケット食品」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ニオイをカット！！ 口臭 体臭 トイレのあと」 ・「ニオイが気になる方に」 <p>【右側面】</p> <p>「シャンピニオンエキス」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「スメルナース」はトイレの後のニオイや身体のニオイが気になる方におすすめする、エチケット食品です。」 	平成17年8月ころから平成20年7月ころまで	商品の包装箱及び貼付したシール
	<ul style="list-style-type: none"> ・「「スメルナース」はトイレの後のニオイや口臭、体臭が気になる方におすすめする、エチケット食品です。」 ・「消臭作用のあるシャンピニオン」 	平成18年4月ころから平成20年7月ころまで	ウェブサイト
原澤製薬工業(株)	<p>「Fresh Champignon」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「体の臭いも！お口の臭いも！トイレ爽やか」 	平成12年10月ころから平成20年9月ころまで	商品の容器
	<p>「体内で産生される臭いの基となるアンモニア、メチルメルカプタン、アミン類をマッシュルーム中の成分が酸化還元するメカニズムに基づいた腸内環境改善食品です。」と記載の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「口臭体臭改善食品」 ・「シャンピニオンエキス配合の栄養補助食品で口臭・体臭・便臭に気をつけましょう。」 		ウェブサイト

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの
- 2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令(以下「排除命令」という。)は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

2及び3 (省略)